

用語の解説

用語	解 説
中長期在留者	<p>出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の①から④までのいずれにもあてはまらない者である。なお、次の⑤及び⑥の者も中長期在留者ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「3月」以下の在留期間が決定された者 ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者 ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者 ④ ①から③までに準じるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族） ⑤ 特別永住者 ⑥ 在留資格を有しない者
在留外国人	中長期在留者及び特別永住者
総在留外国人	<p>在留外国人に次の者を加えたもの。 出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の①から④のいずれかにあてはまる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「3月」以下の在留期間が決定された者 ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者 ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者 ④ ①から③までに準じるものとして法務省令で定める者（「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）